

# 議案第51号 東郷町子ども医療費支給条例の一部改正

## 原案<sup>※1</sup> 及び修正案<sup>※2</sup> に対する討論一覧 (討論順掲載)

※1 原案⇒ 就業者・既婚者も対象はそのまま ※2 修正案⇒ 就業者・既婚者を対象から除く

### 原案に賛成 中野まさひろ 議員

町民のみなさまから、多くの意見をいただいた。「年齢によって区切りは必要だが、選択した生き方によって町から受けられる権利が異なるのは良くないのではないか。医療費という、怪我や病気など避けることができないものだからなおさらである。」「18歳の高校生が無料で、15歳で働いている子どもが無料でないのは不公平。」「中卒で働いている子どもが、すぐに経済的に自立するとは思えない。高校生と同様無料にしてあげるべきではないか。」というもので、私も同意見である。友達のほとんどが高校に進学する中、家庭の事情等で働くことを選んだ子どもたちの収入は決して十分なものではないだろう。そういう子どもたちが助成されず、比較的恵まれた環境で就学している子どもたちのみが所得に関係なく助成されることは、明らかに均衡を欠いている。特別な予算増も不要な程度であり、勤労者等へも拡大すべきである。

### 修正案に賛成 山田達郎 議員

提出文書に怒りを感じる。この「親の収入等の面で家庭環境に恵まれなかったと推測される、またその賃金も年齢、学歴等が原因で決して十分ではない」なんですかこれは。親が母子家庭であろうが学歴が無かろうが、高額納税者はたくさんいる。東郷町役場の偏見でしかない。勝手に決めつけた考え方は到底納得できないので猛反対である。

### 原案に賛成 門原武志 議員

就労しているかなどの状況に関わらず年齢で対象を決めるべきだと考え、原案に賛成。高校に行かずに就労する原因が家庭の貧困だと決めつけるのは良くないかもしれない。この地域にも、高校を中退してバリバリ稼いでいる人がいるのも確かだ。しかし、今は経済的に恵まれているとしても、いつまでも続くとは限らない。困ったときに助ける町であってほしい。「子ども医療費支給条例」の子どもの福祉増進という目的を、例えば若者の定住促進などに変えることも検討すべきかもしれない。その議論の入り口として、まず同じ年齢の人の間の差をなくす原案に賛成してほしい。

## 原案に賛成 國府田さとみ 議員

提出された修正案は、支給の対象から、同じく18歳となりかつ扶養される条件が等しくある者のうち「婚姻している者」のみを除外・排除するという、極めて差別的な面が明確化する内容となっている。加えて、今回当局が再議の理由とした「婚姻によって成年となった者を支給対象としないことは、18歳に達して成年となったが婚姻していない者については引き続き対象とすることと均衡を失っており、成年となる原因によって支給・不支給を区別することは不当であり、目的自体がそもそも適当ではない」という異議の2点目を完全に無視しているものでもある。原案にあるとおり、今回の改正を以て支給の対象者を18歳という年齢で線引きし、そこに当たる全ての者を対象とすることでこそ、支援における公平性が実現されるのであり、またそうした公平性は必ずや担保されなくてはならないと考えることから、原案に賛成する。